

平成二十八年十月十八日受領
答 弁 第 四 五 号

内閣衆質一九二第四五号

平成二十八年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出第百九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「同一労働同一賃金を実現します」との発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出第九十二回臨時国会における安倍総理の所信表明演説での「同一労働同

一賃金を実現します」との発言に関する質問に対する答弁書

一について

同一労働同一賃金とは、同一の職場において職務内容等が同一の労働者に対して同一の賃金を支払うべきとの考え方をいうものであり、その具体的な内容については「働き方改革実現会議」において検討を行うこととしている。

二について

我が国における正規労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇の差を是正し、多様な働き方を選べる社会を実現するためである。

三について

御指摘の「同一労働同一賃金」の実現によるデメリットとして、例えば、正規労働者の待遇が引き下げられて非正規雇用労働者の待遇に合わせられるおそれがあるといった指摘があることは承知しているが、同一労働同一賃金の実現に当たっては、非正規雇用労働者の待遇改善に実効性のあるものとしてまい

り
たい。